

日本の主な道路標識早見表



標識の意味を理解し、安全で楽しいドライブ旅行を

道路標識はドライバーに対して道を案内したり、安全に走行するための注意喚起や、守るべきことを知らせています。交通ルールを無視した運転をした場合は交通事故の原因にも繋がります。交通ルールを守って安全で安心なドライブ旅行を心がけましょう。

規制標識

 <p>通行止め すべての歩行者・車・路面電車の通行ができません。</p>	 <p>車両通行止め 車（自動車・原動機付自転車・軽車両）は通行できません。</p>
 <p>駐停車禁止 車は駐停車してはいけません。 （上の数字は禁止の時間を示しており、この場合は8時から20時までです）</p>	 <p>駐車禁止 車は駐車してはいけません。 （上の数字は禁止の時間を示しており、この場合は8時から20時までです）</p>
 <p>一時停止 車は停止線の直前で一時停止しなければなりません。停止線がないときは交差点（標識）の手前で一時停止しなければなりません。</p>	 <p>徐行 車は徐行（すぐに停止できる速度で通行）しなければなりません。</p>
 <p>最高速度 車は標識に示されている最高速度を超えて運転してはいけません。</p>	 <p>最低速度 自動車は示されている速度に満たない速度で通行してはいけません。</p>
 <p>車両進入禁止 車は進入できません。 （一方通行の出口などに設けられています）</p>	 <p>車両横断禁止 車は横断してはいけません。 （道路外の施設や場所に入り出すための左折をとまなう横断はできます）</p>
 <p>転回禁止 車は転回することができません。</p>	 <p>追い越し禁止 車（車両）は追い越しをしてはいけません。</p>
 <p>指定方向外進行禁止 車は矢印の方向以外に進行してはいけません。</p>	
  <p>一方通行 車は矢印の示す方向の通行ができます。逆方向からの通行はできません。</p>	 <p>専用通行帯 標識に表示された車の専用通行帯であることを示しています。 （この場合路線バス等の専用通行帯）</p>